

## 第4章 第5期実行計画の計画期間

政府実行計画、及び県計画に合わせ、平成25年度（2013年度）を基準年度として、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間とします。

計画期間

令和6年度（2024年度） ⇒ 令和12年度（2030年度）

なお、科学技術の進展や、経済・社会情勢の変化、環境・エネルギー政策の国内外の動向変化、市役所の方針や施策の見直しなど、その動向に追従する必要性が生じた場合は見直しを行います。

## 第5章 第5期実行計画における削減目標

国は、令和3年（2021年）に政府実行計画を改定し、令和12年度（2030年度）までの温室効果ガス排出量削減目標を基準年度比46%に引き上げ、更に**50%減の高みを目指している**ことから、第5期実行計画では、令和12年度（2030年度）までに**基準年度比で50%以上削減**することを目指します。

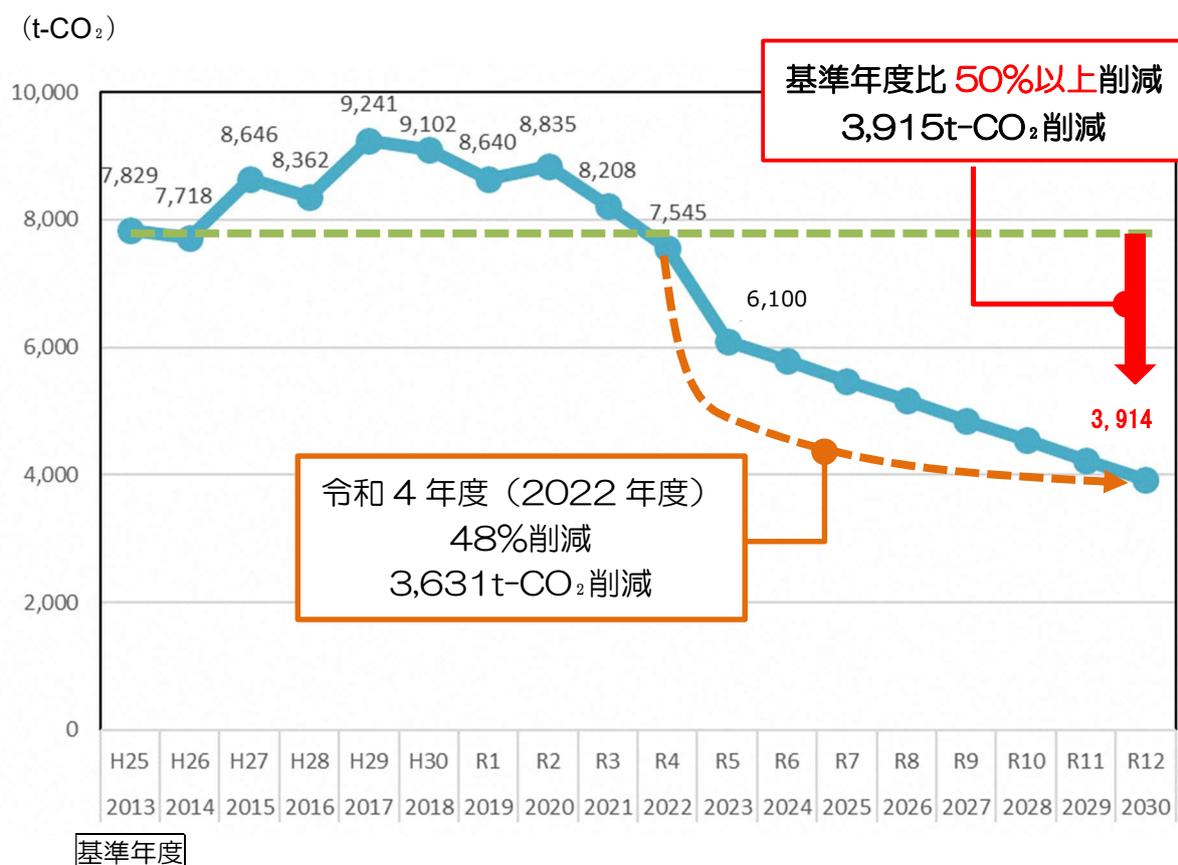


図7 温室効果ガス排出量削減目標と目標までの推移